

令和7年度 北海道立サンピラーパークキッチンカー出店者募集要項

令和7年度の北海道立サンピラーパークキッチンカー出店者の募集を行います。
申請する場合には、次の事項を十分熟読・理解してから申請書類を提出してください。
なお、キッチンカーの出店者許可数が10法人等又は個人に達した時点で募集は終了します。

1. 目的について

北海道立サンピラーパーク（以下「公園」という。）において、移動販売車（以下「キッチンカー」という。）の出店により公園利用者へ飲食の提供をすることで、利便性とサービスの向上を図り、公園の魅力向上及び利用促進に資することを目的とします。

2. 出店場所について

平常時は、北海道立サンピラー交流館周辺とします。
ただし、北海道立サンピラーパーク指定管理者（以下「公園管理者」という。）が天候の状況等により屋外での販売が困難と判断した場合は、サンピラー交流館内での販売を認める場合があります。
イベント等の開催時は、その都度、公園管理者が指示します。

3. 出店日について

出店日は、公園の開園している日とします。
キッチンカーの出店は、四半期毎（4月から6月、7月から9月、10月から12月、1月から3月）に1回以上出店しなければなりません。

ただし、次に掲げる場合には、出店日の変更又は出店を認めない場合があります。

- (1) 催事等の実施により、出店を認めることが困難と公園管理者が判断したとき。
- (2) 緊急の工事等により、支障があると公園管理者が判断したとき。
- (3) 災害対応、感染症防止等の措置を講じるため出店が困難と判断したとき。
- (4) その他、公園管理者が出店を認めることが困難と判断したとき。
- (5) 上記により、出店を取り消した場合には、別の日に出店が可能な場合には変更します。

ただし、材料費、人件費、売上げ等の一切の損失についての補填及び保証はいたしません。

4. 出店時間について

キッチンカー出店に係る営業時間は、次の時間の範囲内とします。

- (1) キッチンカーの搬入は、開園時間の60分後のこと。
- (2) キッチンカーの撤収は、閉園時間の60分前に完了すること。
- (3) 上記の時間内にキッチンカーの搬入及び撤収が困難な場合は、事前に公園管理者と協議し承認を得ること。

5. 出店日の連絡について

キッチンカーの出店日は、出店する前月末日までに公園管理者に連絡すること。
ただし、出店日の連絡が当月になった場合においても、出店の受け入れが可能であれば出店を許可する。

6. キッチンカー車両の許可基準について

公園は、自然尊重型公園であることから、自然、環境、景観への配慮が必要ですので、キッチンカー車両の許可基準については、次に掲げるすべてを満たしていること。

- (1) 大きさは、車体の平面積が 15 m²以内であること。
- (2) 設備電力及び給排水設備を搭載していること。基本的には、公園の設備等の使用はできないが、出店中に突発的な故障等が生じた場合には、公園管理者に申し出て協議すること。
- (3) 環境保護のため平成 17 年（西暦 2005 年）以降の排出ガス規制基準に適合する等、低公害車両であること。
- (4) 外装華美な装飾でないこと。

7. 出店に必要な許可基準について

食品を販売するにあたり、次に掲げるすべてを満たしていること。

- (1) 食品衛生法に基づく営業許可を有していること。
- (2) 食品衛生責任者手帳（確認証）を有する者が配置されていること。
- (3) 生産物賠償責任保険（P L 保険等）に加入していること。

8. 販売禁止品目について

販売にあたり、次の食品の販売を禁止するほか、「17 の出店時の注意事項」を遵守すること。

- (1) 残り汁等の残飯が想定されるもの。ただし、出店者が責任もって処分する場合は、その限りではありません。
- (2) 酒類

9. 出店者の制限について

出店する法人又は代表者若しくは個人が次に該当する場合には、出店することはできません。

- (1) 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者）
- (2) 破産者であって、復権していない者
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者
- (4) 懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- (5) 禁錮以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留又は起訴された者で判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
- (6) 申込業種について、申込日から過去 3 年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
- (7) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- (8) 国税及び地方税を滞納している者
- (9) 北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成 22 年 12 月 17 日条例第 57 号）に定める暴力団、暴力団員、暴力団員等及びその繫がりがあるとされる者
- (10) 政治性、宗教性のある事業者
- (11) 公序良俗に反する者及び各種法令等に違反している者
- (12) 公園の円滑な運営に支障をきたす又はその恐れがある者

10. 出店の許可条件について

出店にあたり、次に掲げる事項について遵守すること。

- (1) 「4の出店時間」は遵守すること。なお、完売等により出店予定時間より早く閉店する場合の撤収については、公園管理者に申し出ること。
- (2) 火気及び発電機等を使用する場合には、消火器の設置及び「イベント会場等における火災予防上の留意事項（チラシ）」を遵守し火災予防に努めること。なお、上川北部消防事務組合火災予防条例第51条に定める所轄消防署長への届け出は必要に応じて公園管理者が一括して行いますので、申請時にキッチンカー内部及び消火器の設置場所に係る略図を提出すること。
- (3) 食品衛生法その他関係法令等を遵守すること。
- (4) 申請時に登録した販売品目以外の販売はしないこと。なお、販売品目が変更なる場合は、事前に様式1の別表の販売品目及び価格表を公園管理者に再提出して承認を得ること。
- (5) 出店の申請をしたキッチンカーを無断で変更しないこと。なお、キッチンカーが変更なる場合は、事前に公園管理者に必要書類を提出し承認を得ること。
- (6) 出店を取り止める場合は、必ず公園管理者に申し出ること。また、自店が利用しているホームページやソーシャルメディア媒体等で告知すること。
- (7) 出店に係る権利は、他人に委託又は譲渡はしないこと。
- (8) キッチンカーの搬入、搬出は出店者が行うこと。
 - ア 園内を移動させる場合は、来園者及び他車両等に注意し安全運転に努めること。
 - イ 移動等により舗装面、植栽等を破損させないよう十分配慮すること。
 - ウ 移動等により破損、汚損等を生じさせた場合には、速やかに公園管理者に申し出ること。
なお、原状回復の経費等については、出店者が負担すること。
- (9) 電気、調理用水及び排水タンク等は、園内設備等の使用はできませんので、販売に必要なものは全て出店者が用意すること。
- (10) 営業に必要な発電機等が必要な場合には、低公害、低騒音な機器を使用するとともに事故防止に必要な対策を講じるものとし、コード等に人が引っ掛からないよう養生する等の必要な対策を行い、安全に万全を期すこと。
- (11) 販売中は、キッチンカーのエンジンは停止すること。
- (12) 容器等は自主回収とし、屋外にゴミ箱を設置した場合には出店者の販売物以外が投棄されても持ち帰り適正に処分すること。また、排水についても出店者が管理し適正に処分すること。
- (13) 出店中にスピーカー等を使用してBGMや呼び込み等を流すことはしないこと。
- (14) 販売員には、公園利用者に不快な印象を与えることには接遇研修を行う等、常に良好なサービスを提供できる体制を整えること。
- (15) 出店に際しての事故、苦情等については出店者がその責任の一切を負うものとする。また、不測の事態等が生じた場合には、誠実かつ適切な対応をするとともに、その状況を公園管理者に報告すること。
- (16) 退園時は、周辺を清掃するとともに原状回復をすること。
- (17) 感染症蔓延防止対策については、販売員の検温及び体調確認、消毒及び清掃を行う等、必要な対策を講じること。
- (18) この要綱又は公序良俗に反する行為及び出店を許可することが適切でないと判断した場合は、出店許可を取り消すことがある。なお、この場合において、出店者に損害が生じても公園管理者

は補填及び賠償等の責任は一切負いません。

- (19) この要綱に記載のない事項であっても、公園管理者が必要な措置と認めた場合は、出店者はその指示に従うこと。

11. 出店者許可数及び出店者数について

キッチンカーの出店者許可数は、毎年度 10 法人等又は個人以内とします。ただし、出店者がキッチンカーを複数台所有している場合は、その複数車両を登録し、出店する際は複数車両の内いずれか 1 台のみとします。

- 2 出店日当日の出店者数は、5 法人等又は個人以内とします。ただし、イベント等の開催時は、その都度公園管理者が出店者数を決定します。

12. 出店許可の有効期間について

キッチンカー出店許可の有効期間は、出店許可日から直近の 3 月 31 日までとします。

13. 出店許可通知書等について

キッチンカー出店許可申請書類を受理し、書類審査後、出店を許可した場合にはキッチンカー出店許可通知書により通知し、出店許可証を交付します。

出店許可証は、出店時には必ず掲示すること。

14. 出店料について

キッチンカー出店料は、販売総額に 10% を乗じた額とします。ただし、100 円未満の端数は切り捨てるものとします。

出店料は、出店日当日のキッチンカー販売終了後、速やかに公園管理者に納付すること。

15. 出店販売状況の報告について

キッチンカー出店販売終了後は、公園管理者に様式 5 のキッチンカー出店販売状況報告書を提出すること。

16. 出店許可の取り消しについて

本要項及び誓約書を遵守できない場合及び公園管理者の指示に従わない場合は、出店許可を取り消し、キッチンカー出店許可の取り消し通知書により通知します。

17. 出店時の注意事項について

キッチンカーの出店時には、次の事項に留意して販売すること。

- (1) 車外での調理等は地面を汚損することから厳禁とし、必ずキッチンカー内で行うこと。
- (2) 公園利用者からの臭気（発電機からの排気ガス、騒音を含む。）或いはごみの飛散等の苦情等により、販売することが適切でないと判断した場合は、販売の中止を求める場合があります。
- (3) 申請に必要な経費については、申請者の負担とします。
- (4) 公園管理者が販売品目及び価格等の調整はしません。
- (5) 出店者同士のトラブルにおいては、公園管理者は一切関与しません。

(6) 利用者が少なく売上が過少であっても、公園管理者はキッチンカー出店者への補填及び保障はしません。

18. キッチンカー出店許可申請書の提出について

(1) キッチンカー出店者募集期間について

令和7年度の募集開始からキッチンカー出店許可台数が10台となった時点で募集を終了とします。

(2) 申請方法について

キッチンカーの申請方法は、次のとおりです。

① 提出方法 持参、郵送、メール：sunpillarpark@nayoro.co.jp

※メールでの申請は、申請書類全てPDF形式のファイルで送信してください。

② 提出先 〒096-0066 名寄市字日進147番地2 北海道立サンピラー交流館事務所内
株式会社名寄振興公社 公園管理事業所

(3) 出店許可申請書類について

キッチンカー出店許可申請に必要な書類は、次のとおりです。

① キッチンカー出店許可申請書（様式1）1部

② キッチンカー出店に係る誓約書（様式2）1部

③ 販売品目及び価格表（様式1の別表）1部

④ 主な出店実績（様式1の別表）1部

⑤ 食品衛生責任者証（写し）1部

⑥ 生産物賠償責任保険（PL保険等）証券（写し）1部

⑦ 保健所から交付されたキッチンカーに係る営業許可証（写し）1部

※複数台登録の場合は、各車両の営業許可証の写し

⑧ キッチンカーの車検証（写し）1部

※複数台登録の場合は、各車両の車検証の写し

⑨ キッチンカー前面及び側面の写真 1部

※複数台登録の場合は、各車両の写真

⑩ キッチンカー内部及び消火器の設置場所に係る略図 1部

※複数台登録の場合は、各車両の略図

19. 問い合わせ先について

〒096-0066 名寄市字日進147番地2 北海道立サンピラー交流館事務所内

株式会社名寄振興公社 公園管理事業所

担当：公園管理事業所 所長 小川勇人

電話：01654-3-9826 FAX：01654-3-8020